

平成27年度事業報告(案)

概況

平成27年度は、広島県タクシー協会がこれまで年金基金から借りていた会館を前年度の3月末に購入取得し、「広島県タクシー協会会館」と命名してその維持・管理を自ら行うこととなった、新たな門出の年でした。

そうした中で、広島県タクシー協会にとって平成27年度は大きな問題や課題への取組みに迫られた年でした。

まず、最大の問題は全国的な問題ですが、「自家用車ライドシェア」でした。平成27年の通常総会で全国のトップを切って白タク反対の緊急決議を行い、強い反対の意志表明をし、その後の取組みの出発点としました。以後の取組みは後述しますが、今も危機感を持った対応に迫られています。

タクシー業務適正化特別措置法の改正による運転者の登録・講習制度の広島県内全域への拡大及び試験制度の広島交通圏での実施についても、10月1日の施行に合わせた実施内容の具体化に迫られました。会員の負担の軽減を考慮しながらの制度の実現に取り組みました。

また、広島県B地区運賃の改定については、平成27年1月からの改定の申請又は要請が4月初めに7割を超え、運輸局の改定の検討に入ることとなり、その後原価計算等を経て、11月1日に新運賃の改定の公示がなされることとなりました。20年振りの改定を実施することができました。

タクシー適正化・活性化特別措置法の改定に基づく会員の意見集約を基にした広島交通圏の特定地域指定と、それに続く協議会の開催に取り組みました。現在専門部会を開催して計画の原案の作成を協議しています。

地域指定の一方で、三原市が準特定地域の指定を解除されました。

以上のことを初めとし、平成27年度事業計画を踏まえて以下のとおり事業活動等に積極的に取り組みました。

1. [白タク問題の取組み]

平成27年の通常総会での緊急決議は、福岡市でのアメリカ企業のウーバーのライドシェア実験を始め、4月から6月の新経済連盟の規制改革会議及び国家戦略特区諮問会議へのライドシェアの提案の動きなどに危機感を感じて行ったものです。その後、民泊の推進などのシェアリングエコノミーに名を借りたライドシェア推進論者の攻勢はすさまじいものがありました。そうした動きを受けて6月30日にはシェアリングエコノミーの法的措置の閣議決定がなされ、8月から10月には京都府京丹後市、兵庫県養父市、秋田県仙北市が国家戦略特区の提案をしました。そして、10月20日には安倍総理大臣の「過疎地等での自家用自動車の活用の拡大」の発言などもあり、その勢いは増すばかりでした。

白タク解禁の動きは、安部内閣が推進しようとするITを活用した経済成長戦略、1億総活躍社会の実現などの掛け声に呼応するように動きを加速してきました。当協会では、11月末から12月にかけて、全国ハイヤー・タクシー連合会の行動にあわせて広島県選出の国会議員に対して反対要請の行動等を行いました。

国家戦略特区への自家用車ライドシェアの導入については、背後にウーバーの支援の動きもあり、特区へのライドシェアの導入を突破口としてその制度緩和を目論むものとして危険を感じるとともに、国民の安全・安心を脅かすものであり、断固阻止することが必要であるとの共通認識のもとに、緊急の取組みを行ってきました。国土交通省も既存の有償運送制度の活用を主張してきました。その結果、安倍総理の当初発言に沿う形で、交通空白地における観光客の自家用有償運送については適用を拡大することで第190国会に内閣法案として提出され審議されています。（平成28年3月31日現在）

当協会における個別の取り組み状況は以下のとおりです。

(1) 反対要請行動について

- ① 平成27年11月末から12月初めにかけて、広島県選出の国会議員の自民党10名、公明党1名、民主党1名の事務所を訪れ本人又は秘書に面会して要望書を手渡して支援・協力の要請をしました。
- ② 平成27年12月13日の自民党広島県支部連合会の「政策要望を聞く会」に専務理事が出席し、要望書を提出して同席した国会議員、県議員及び市議員に説明して「ライドシェア」阻止の要請をしました。
- ③ 平成27年12月15日に正副会長が中国運輸局長に面会し、白タク行為阻止についての協力要請の要望書を提出し強く要請しました。

(2) シェアリングエコノミー推進論への対応について

平成27年12月末に内閣に設置されているIT総合戦略本部が、「ITの利活用に関する制度検討会の中間整理」についての意見募集をしました。その中には、「ライドシェア」という文言は入っていませんでしたが、検討の対象として「シェアリングエコノミーの適正な運営の確保」「新規サービス等の出現」などが記載され、新経済連盟の提案が想定されるものと受け止め、「中間整理の中に自家用車ライドシェアを含まないこと」を要望する当協会としての意見書を提出しました。なお、一部会員からも同様の意見書が提出されています。また、当然のように新経済連盟も推進の意見書を提出しました。

新経済連盟は、シェアリングエコノミー推進に名を借りた自家用車ライドシェアを各種政策会議で相次いで提案し、最近では観光の推進を名目にするなどして多様な動きを加速しており、危険な状況は続くものと考えます。

全国ハイヤー・タクシー連合会は、タクシー業界がライドシェアの良い所を先取りするなど、新たなサービス、利便性向上の取組みをすることの重要性を提起しています。当協会も、公共交通機関としてのタクシーの意義と必要性を利用者、自治

体等に訴えるとともに、新たなサービスの提供等に取り組んで行くこととします。

2. [タクシー適正化・活性化特別措置法の取組み]

(1) 広島交通圏の特定地域指定の取組みについて

① 協議会の開催と特定地域指定について

特定地域の指定基準に基づき平成27年2月に「広島交通圏」がその対象とされ、6月末までに協議会での協議が必要とされたため、当協会が協議会事務局として、年度当初から会員への説明はもとより、協議会構成員に理解してもらうための折衝、また、新たな学識経験者の参加依頼などに奔走しました。

そして、5月15日に準特定地域協議会を開催し、関西大学の西村教授を新会長に選出し、特定地域の指定についての合意を賛成多数で決定しました。

国土交通省は運輸審議会の答申を経て、7月1日に広島交通圏の特定地域の指定を行いました。

協議会事務局では、再度事前調整等を行い、11月26日に協議会を開催し、設置要綱を改正して特定地域協議会を立ち上げました。そして、タクシー供給量の削減の実施と活性化の推進について取り組むこととなりました。

具体的な計画策定については、専門部会で原案を作成することとされ、平成28年3月31日に第1回専門部会を開催し、供給量削減の考え方が議論されました。

今後は、会員の意見を把握して専門部会に臨み、協議会での特定地域計画の策定に取り組んで行くこととなります。

② 中国運輸局長への制度見直し等の要望について

平成27年4月16日及び12月15日の2回、中国運輸局長と面会して要望書を提出し、特定地域計画の策定への積極的な支援等を要望しました。具体的には、供給量削減の1方策である営業方法の制限についての具体的な方法の明示及び休車制度の採用を要望しました。

全国ハイヤー・タクシー連合会においても、全国のタクシー協会の要望を取りまとめて国土交通省に要望していたが、その結果、営業方法の制限の1形態として「預かり休車」の制度が実現することとなりました。今後は、広島交通圏においても、この制度を活用することを含めて検討を進めて行くこととなります。

(2) 三原市の準特定地域指定の解除について

三原市の人口は平成24年度から10万人を割りました。タクシー適正化・活性化特別措置法における準特定地域の指定基準では「人口10万人以上の都市を含む」こととされていることから、平成26年9月にもその指定が解除される恐れが出たため、中国運輸局長に継続指定の要望を行い、そのときは指定の継続を維持することができました。ところが、平成27年に再度同様の恐れがあるとの情報を得て、平成27年9月29日に広島県タクシー協会東部支部支部長と専務理事が中国

運輸局自動車交通部長に面会して継続指定について強く要望するとともに、全国ハイヤー・タクシー連合会を通じて働きかけを行いました。しかし、結果は平成27年10月1日付けで指定が解除されました。

これにより、同地域での新許可や増車の制限がなくなりました。今後、同様の指定の解除があり得ますので、指定地域においては情報の早期把握と取組みに注視して行きます。

3. [総務委員会・広報サービス委員会]

(1) 中国運輸局への要望の取組みについて

タクシー事業を巡る次に掲げる課題の解消等について、平成27年4月16日及び12月15日の2回、正副会長が中国運輸局長と面会して要望書を提出してその実現等を要望しました。

- ・白タク行為の断固阻止
- ・普通第2種運転免許の取得資格の緩和
- ・特定地域計画の策定への積極的な支援（再掲）
- ・運転者の登録・試験制度等の拡大実施についての負担の緩和

(2) 「広島県タクシー協会会館」の取得について

協会の入居建物について、平成27年3月30日に旧所有者である厚生年金基金と所有権移転の契約を交わして同日付で移転登記を終え、「広島県タクシー協会会館」と命名して今年度当初から名実ともに協会資産として保有し、維持することとなりました。

この1年間、保守契約等の見直しをし、契約先を変えたり、建物の一部を修復するなどしてきました。

当面2階事務室を年金基金に事務所として有料で貸付けるとともに、3回の会議室を外部に有料で利用してもらい、維持費の補てんとしています。

(3) 「第27回タクシーの日」（平成27年8月5日）の取組みについて

- ① 今年度は「カーブ応援うちわ」を3,000枚作成して、広島地区ではマツダスタジアムで観客に配付し、その他の東部・呉・中部の3支部においても駅前や繁華街で通行人に配付し、広報活動を行いました。また、各地域でタクシー乗り場の清掃活動等に、会員事業者と乗務員が一緒になって積極的に取り組み、広報活動を行いました。
- ② 7月20日から8月10日までの間、夏場における血液不足を補うことの支援を目的として、タクシー乗務員等による献血に広島県全体で取り組みました。その結果、83名が献血を行うことができました。
- ③ 広島支部では7月に、広島原爆養護ホーム「倉掛のぞみ園」の入園者20名の平和公園慰霊碑参拝の送迎を実施しました。タクシー協会の活動を大いにP

Rすることができました。

- (4) 全タク連が平成26年2月14日から運用している「全国タクシーガイド」に、当協会会員についても現在134社が登載して、利用者への情報提供と利用の向上に取り組んでいます。
- (5) 広島市交通科学館「ヌマジ交通ミュージアム」の春季企画展が、平成28年3月4日から5月8日まで「タクシー再発見 もっと知りたいタクシーのこと」と題して開催され、これに広島県タクシー協会も参画して、身近な乗り物としての広島県のタクシーの歴史や現状を知ってもらう良い機会となりました。
- (6) 県協会事務局に届いた利用者からの苦情や忘れ物の問合せについては、それぞれの申し出に適確に対応し、利用者の意見・要望、申し出に応えるように取り組みました。

4. 【交通安全委員会】

(1) 交通安全及び事故防止の取り組みについて

- ① 広島県は交通事故死亡者を90人以下に抑止することを目標とした「アンダー90作戦」を平成27年に展開しました。当協会も過去2年にそれぞれ3名の死亡事故を起こしていることから、広島県交通対策協議会の取り組みと連携して積極的な事故防止に取り組みました。

広島支部と合同の交通安全委員会を2回開催し、春と秋の全国交通安全運動の取り組みや事故防止の取り組みの徹底を行い、各地域で独自の計画を立てて積極的な運動の推進に取り組みました。

全国ハイヤー・タクシー連合会は、「総合安全プラン2009」の取り組み（6年計画）の中間年を経た平成27年以後の取り組みについて、更なる取り組みの徹底を図る必要があるとして、過去の事故分析等に基づき「出会い頭事故の防止対策」と「路上寝込み者等の轢化事故の防止対策」を重点取り組み事項とすることを決定しました。

中国ハイヤー・タクシー連合会でも、これを受けて中国地域のプランの見直しを行い、当協会でも交差点通過時の安全確認、早めのライト点灯等について取り組みました。

- ② 「総合安全プラン2009」の重点対策に基づいて、当協会では広島県個人タクシー協会及び西日本タクシー協議会と共同で広島県警察交通部長と「交通事故抑止に関する協定」を平成27年7月30日に締結しました。路上寝込み者及び認知症高齢者等路上徘徊者の発見時における保護措置の実施について協力することを約束しました。協定締結後には、協会関係者23名を含む参加者で路上訓練を実施しました。

- ③ さまざまな取り組みの結果、平成27年の法人タクシーが第1当事者となる死亡

事故は2年振りにゼロでした。しかし、タクシーに係る事故件数及び負傷者数は平成26年度より若干増加しています。今後引き続き事故防止に取り組むことが必要です。

- ④ 平成28年1月の長野県におけるスキーバス事故で15名の死者が生じ、3月には山陽自動車道の八本松トンネルでトラックの追突事故により2名が死亡するという重大事故が発生しました。事故の原因については調査が続いているところですが、前者については運転者の操作ミス或いは訓練の不足、また、後者は過重労働による居眠り運転が予測されています。管理の不徹底が重大事故につながるという事例として、十分に肝に命じて運転者の指導・教育、労務管理を徹底することが重要です。

(2) タクシーの違法駐停車対策の取組みについて

- ① 広島県タクシー協会呉支部では、国土交通省広島国道事務所に粘り強く交渉して、呉市広交差点の改良工事として5台分のタクシー待機場を確保しました。平成28年3月に呉市と3者で相互に協定書を結んで適正な維持管理を行うこととし、客待ちタクシーの違法駐車解消と利用者の利便確保を図ることとなりました。
- ② 広島県タクシー協会広島支部では、広島市内のクレド前のタクシー乗り場の違法駐停車の解消を図るための平成26年のショットガン方式による社会実験の結果を基に、個人タクシー協会及び西日本タクシー協議会と協同でその本格実施に向けて、平成27年11月に広島市に具体的な待機場所の設置について要望書を提出するとともに、引き続き具体的な改善策の実現に向けて取り組んでいます。

(3) テロ防止・防犯対策の取組みについて

- ① 平成28年5月のG7主要国首脳会議及びその前段として平成28年4月初めに広島市で開催されるG7外務大臣会合に関連して、テロ対策の徹底の指示が各方面からありました。そうした中で、広島県警察の要請に応えるために、広島県トラック協会及び広島県個人タクシー協会と共同で、市民等への協力を呼びかける自動車貼付用のステッカーを作成して広島県警察へ贈呈し、その再配付を受けて、タクシー等へ貼付して住民などへの広報に取り組んでいます。
- ② 平成27年9月5日に秋田県鹿角市でタクシー運転者が強盗により殺害されるという痛ましい事件が発生しました。奇しくも、同じ日に広島市内でもタクシーの強盗未遂事件が起きました。過去にも同様の事件が発生していることから、乗務員の身を守るための常防犯基準や防犯必携の徹底に取り組んでいるところですが、改めて日ごろの取組みの周知・徹底を図りました。

(4) 交通事故防止のセミナー、講習会への参加について

- ① 平成28年1月19日開催の中国運輸局主催の「自動車安全セミナー」に8名

が参加し、「薬物乱用の実態」及び「ドラレコを活用した運転者教育」等の講義を受けて健康管理や事故防止対策等について学びました。

- ② 自動車事故対策機構を活用した乗務員管理の科学的、質的向上ならびに運行・整備管理者講習会の受講の履行を推進しました。

※平成27年度の受診者数・受講者数は次のとおりです。

自動車運転適性診断受診者数	-----	一般診断	(任意)	496名
		特別診断	(任意)	14名
		初任診断	(義務)	344名
		適齢診断	(義務)	906名
		特定診断Ⅰ	(義務)	10名
		特定診断Ⅱ	(義務)	0名
運行管理者講習会受講者数	-----	基礎講習	4回	76名
		一般講習	7回	281名
		特別講習	4回	18名
整備管理者選任後研修会受講者数	-----		6回	152名

5. [経営委員会・地域交通委員会]

(1) 運転者登録等制度の拡大実施について

経営委員会を平成27年7月31日及び8月27日の2回開催し、運転者の登録制度の適用地域の拡大及び試験制度の新規実施について、広島県タクシー運転者登録センターが業務を受託することを決定し、具体的な制度の実施に向けて協議しました。

中国運輸局長の認可を受けて、平成27年10月からの新規運転者の登録及び平成28年3月までの既存運転者の登録について、全会員において制度どおりの実施に取り組むことができました。

(登録・講習等の拡大実施の詳細については後段の「広島県運転者登録センター」に掲載)

(2) 公共交通としてのタクシーの取組みについて

- ① 「公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正により、平成26年11月から各都道府県又は市町村において公共交通の活性化及び再生を推進するための「地域公共交通網形成計画」を作成すること、また、その中で「地域公共交通再編事業計画」を定めることができることとされました。前者は、公共交通の活性化・推進のための基本的な方針等を作成することとされており、公共交通としてのタクシーの位置づけ等を盛り込んでもらうことが必要です。また、後者は路線バス、鉄・軌道及び定期旅客船の再編について定めるものであり、タクシーはその再編の受け皿となり得る乗合タクシーや自家用有償運送への関与などが考え

られます。各地域の代表者が出席し、計画作成に関与して行くことが必要です。

②各地域の地域公共交通会議や有償運送運営協議会、地域主催の研究会等に参加し、公共交通としてのタクシーの重要性及び現状について説明し、タクシーへの地域住民の理解を得た交通政策の推進に取り組みました。

(3) 広島県B地区の運賃改定について

① 平成27年1月13日から4月13日までの3か月間を改定の申請・要請の受付期間として設定されました。その結果、申請者が地域全体の事業者数比で61.31%、車両数比で80.26%に達し、運輸局の調査が開始されました。6月に中国運輸局が原価計算対象事業者を選定したため、広島市と福山市で対象事業者を対象とした説明会を開催し、協力を依頼しました。

② B地区の運賃改定に際しては中国運輸局の公示に基づき消費者団体等との懇談会を開催して情報提供を行うことが必要とされています。そのため、平成27年9月29日に消費者団体連絡協議会、老人クラブ連合会、身体障害者団体連合会、PTA連合会等の10名の代表者と当協会の代表者などで意見交換を行いました。利用者からの意見では、サービス向上の取組みや障害者対応の要望などがありましたが、運賃改定への理解をしていただきました。

③ 平成27年11月1日に、中国運輸局は20年振りとなるB地区の運賃改定を決定して公示しました。値上げ率は8.50パーセントでした。協会では各会員ごとの手続きについて周知を図るとともに、利用者の理解と協力を得る取組みを進めました。その結果、ほとんどの会員が値上げを行うことができ、利用者からの苦情もなく改定を行うことができました。

(4) マナー及びサービスの向上の取組みについて

① 広島交通圏の地域計画のひとつとして位置付けられている「マナーアップ宣言」認定制度の取組みは、平成28年3月31日現在で、法人タクシー37者・1,962両、個人タクシー373者が認定を受けています。

また、「マナーアップ宣言」認定制度の取組みの一環として、広島市が「タクシーおもてなし観光研修」を2回（平成27年5月27日・平成28年2月5日）実施し、個人タクシー事業者を含めて46名の運転者が受講しました。運転者が広島地域の観光に関する知識を深めて接客に応用できることは、非常に有意義なものでありました。

② 平成27年7月に三次市、広島市、尾道市で、平成28年2月に広島市、福山市、三次市で、それぞれ開催された広島県観光連盟主催の「おもてなし接客研修」に、それぞれ19名及び3名が参加し、観光の知識習得の取組みを行いました。

③ 外国人客への接客の際に乗務員が使用する指差し外国語シートについて、昨年度のA地区用の作成に続き、今年度はB地区用のシートを3,000部作成して、希望する会員へ配付しました。今後シートの活用に取り組みます。

④ 広島県内における行政機関や観光団体、経営者団体等主催の諸会議（広島県観光連盟、広島県福祉のまちづくり推進協議会、運輸支局関係団体連絡会、商工会議所運輸部会等）に参画し、タクシー事業の公共交通機関としての理念の確立並びに社会的地位の向上に努めるとともに、運輸関係団体としての存在やその役割を積極的に発揮するよう努めました。

(5) 平成27年度における許可申請、認可申請等の処分状況について

○法人タクシー

新規許可申請	一般	0件	
	限定	15件	
(うち許可11件、取下げ 4件)			

区域変更認可申請	2件	
譲渡譲受認可申請	8件	(年度末未処理0件)
相続認可申請	2件	

○個人タクシー

新規許可申請	0件
譲渡譲受認可申請	24件
(うち認可16件、却下4件、取下げ2件、年度内未処理2件)	

(6) 平成27年輸送実績について

平成27年(暦年1～12月)における広島県のタクシー事業の輸送実績は次のとおりで、輸送人員・運輸収入は7年続けて減少が続いていますが、日車営収は5年連続で微増となっています。利用者は減少し続けているものの、B地域の運賃改定が少なからず好影響をもたらしていると考えられます。

○広島県内総計指標

輸送人員	3,496万人	対前年比	97.5%
運輸収入	32,060百万円	〃	97.8%
実働率	69.8%	〃	97.8%
実車率	41.6%	〃	101.2%

○実働1日1車当たり指標

走行キロ	168キロ	対前年比	100%
運輸収入	23,969円	〃	101.4%

6. [労務委員会]

(1) 広島県最低賃金の引上げについて

広島労働局は広島地方最低賃金審議会の答申を受けて3年連続の2桁の額の引上げ決定し、平成27年10月1日から実施しました。当協会は、7月初めの広島労働局長からの審議会への諮問の情報を得て、すぐに広島労働局長あてに慎重な審議の要請文を提出し、また、審議会の答申後にも同様の異議申出書を広島労働局長

あてに提出しましたが、なんら考慮されることなく引上げが決定されました。タクシー事業の厳しい経営状況や雇用状況を見越した引上げは、経営改善の取組みを無駄にするものです。今後とも最低賃金の引上げに注視して行くことが必要です。

(2) 乗務員の健康管理について

① 労働安全衛生法の改正により平成27年12月から施行されたストレスチェック制度の適用と実施方法について、会員の理解とその実施のために、労務委員会主催、広島県産業保健総合支援センターの共催で、平成28年3月11日に「ストレスチェック制度導入に関する講習会」を開催しました。近年の労働者の健康問題で注視されていますメンタルヘルスの対策の一環としての施策であり、その対応を学習しました。

② 平成27年9月に「運転従事者の健康と安全を守るための脳MRI検診推進超党派議員連盟」が設立され、その後運転者の健康に起因するバスなどの重大事故が相次いだことを受け、道路運送法に疾病防止条項の追加を盛り込むことが取り上げられています。この動きに対して、全国ハイヤー・タクシー連合会は、バス、トラック関係団体及び関係議員連盟と合同の要望書を提出したところです。その内容は、医学的知見等による更なる検討、ガイドラインの作成、自主的なスクリーニングの実施などを経た段階的な対応を要求しています。

こうした動きに注視するとともに、乗務員に対する健康管理については既に「健康管理マニュアル」が設定されていますし、「睡眠時無呼吸曙光群（SAS）対策マニュアル」もあるので、当面これらを活用した管理と事故防止に努めることとします。

(3) 乗務員確保問題について

乗務員の確保が喫緊の重要な課題としてあり、特別措置法改正の大きな目的が乗務員の労働条件の改善であることから、若年労働者等の雇用確保に取り組むことが重要となっています。

当協会では、普通第2種運転免許の取得資格の緩和について、平成27年に2回中国運輸局長へ要望書を提出し、中央への働きかけを要請しました（再掲）。東北ハイヤー・タクシー連合会では、商工会議所を通じて国家戦略特区への「2種免許取得緩和」を提案しましたが、警察庁は「タクシー等の事故発生率が高い」として対応できないとしました。

タクシー業界では、最近のライドシェアの動きに対して事業用自動車の免許資格の必要性を強く主張しているところであり、プロとしての運転技術の重要性を主張する中で資格取得の緩和を要望して行くこととなります。

女性の雇用拡大の動きもあるので、そうした動きに合わせた取組みも行うことが必要です。

7. [技術環境委員会]

- (1) セダン型タクシー専用車両の生産中止が決まり、平成27年10月にはトヨタ自動車において次世代タクシーの内見会が行われ、一部の会員が参加しました。平成30年からはUDタクシーのみの生産が始まる予定であるとともに、国土交通省のオリンピック・パラリンピック東京大会に向けた「バリアフリーワキンググループ」や「新しいタクシーのあり方検討会」の中でもその導入促進が決定されており、今後導入の取組みを進めることが必要となっています。
- (2) 国土交通省の事故防止対策支援推進事業の補助金を活用することなどにより、映像式ドライブレコーダーやデジタル式運行記録計の導入を行い、各社において運行管理の高度化と事故削減に積極的に取り組みました。
- (3) 円高が続いていることもあってLPG価格が若干低下していますが、依然として高止まりの状況と言えます。今後再び上昇も予測されるところであり、引き続き価格の動向に注視して対応を検討して行くことが必要です。

8. [ケア輸送委員会]

- (1) 国土交通省のバリアフリー化促進等補助金を活用したユニバーサルデザイン（UD）タクシー及び福祉車両の導入の促進に取り組みました。広島県内の導入状況は5社8両で、導入の取組みは低調です。平成32年のオリンピック・パラリンピック東京大会に向けたバリアフリー・ユニバーサルデザイン施策の推進の中でUDタクシーの普及促進が重点事項とされたことなどにより、今後更にUDタクシー導入に取り組むことが求められています。（一部再掲）
- (2) 当協会の山村業務部長がユニバーサルドライバー研修講師養成講座を受講し、講師資格を取得しました。

今後高齢者や障害者の利用が増加し、UDタクシー導入に取り組む中で、乗務員の研修修了者の資格をどう活かせるか、利用者からの評価をどうしたら得られるようにできるかなどを含めて検討を進め、本研修の活用についての検討を進めます。
- (3) NPO等による福祉有償運送の実施については、広島県内においても13市町で福祉有償運送運営協議会が設置されて広島運輸支局の登録を受けています。タクシー協会では各地域の代表者が出席し、全国ハイヤー・タクシー連合会の指導方針をもとに、輸送主体の選定についての本来のあり方について主張し、適正な運営を行うよう取り組んでいます。また、交通不便地域における足の確保についても、タクシーを活用した施策の支援を関係地方自治体に強く要望しています。（一部再掲）

9. [広島県運転者登録センターの業務]

(1) タクシー適正化・活性化法の改正に伴う業務の拡大実施について

広島県B地域の運転者登録・講習の制度及びA地域における運転者試験制度が平成27年10月から施行されました。そのため施行前の7月31日及び8月27日に経営委員会を開催し、その実施について協議し、当協会が業務を受託することを決定し、具体的な制度の実施について協議しました。(再掲)

中国運輸局長から平成27年10月1日付けで当協会が登録実施機関の指定及び試験事務の代行実施機関の指定を受け、関連する事務処理関係の認可等も受け、同日から運転者登録センターの業務を拡大して開始しました。

(2) B地域の登録・講習制度の新規実施について

- ① 平成27年9月から10月にかけてB地域の4か所で新制度の内容及び実施方法についての説明会を開催し、全事業者への周知を図りました。
- ② 平成27年10月からの新規運転者の登録及び平成28年3月までの既存運転者の登録について、全会員において制度どおりの実施に取り組むことができました。
- ③ 既存運転者の講習会を平成27年11月から28年1月までに7地域で開催し、総数357名が受講しました。一部会員ではこの講習をもとにした各社で講習を行いました。
- ④ 広島大学大学院の張教授、労働組合代表者2名及び協会副会長3名を協会長がB地域の登録諮問委員会の委員に任命し、平成27年11月11日に第1回登録諮問委員会を開催し、議長に張教授に就任していただき、運転者登録及び講習についての実施方法及び事業計画について協議し、承認していただきました。

(3) 平成27年度業務実績 (B地域は平成27年10月から実施)

①登録業務

項目	件数		項目	件数		
	A地域	B地域		A地域	B地域	
登録申請	265	3,201	登録消除	522	3	
運転者証交付	602	3,205	登録取消	0	0	
運転者証訂正	1,261	4	登録の変更	免許証の有効期限	1,307	6
運転者証再交付	24	0		住所・氏名	183	1
原簿謄本交付	2	0		運転者の異動	337	4
原簿閲覧	0	0		事業者の住所名称	69	0
事業者乗務証	交付	17		196	免許証の効力停止	3
	訂正	279	1	運転者証の返納	744	19
	再交付	0	0	その他	0	0
			合計	5,615	6,640	

注：B地域の「登録申請」及び「運転者証交付」は、既存運転者の登録等があったので多くなっている。

②講習業務

項目		A地域	B地域	
			集団講習	個別講習
受講者数	運転者登録講習	253	70	15
	命令講習	5	0	0
	会社間異動等	162		
合計		420	70	15

注：B地域の「個別講習」の件数は、法令等と地理の両方の講習を個別講習で受講した者を計上し、法令等について集団講習を受講した者は「集団講習」に計上しています。

③試験業務（A地域のみ実施、H27.10～H28.3実績）

科目	試験回数	受験者数
法令・安全・接遇	13	116
地理	14	118